

構造改革特別区域計画書

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

荘川村

2. 構造改革特別区域の名称

荘川村ふるさと再生特区

3. 構造改革特別区域の範囲

荘川村全域

4. 構造改革特別区域の特性

明治8年2月8日、飛騨国白川郷が2分され従来、上白川郷と呼んでいた地区を荘川村並びに下白川郷を白川村と称するようになりました。荘は、もと荘園の名称で、この地方がかっては郡上郡長滝寺の寺領であったころの名残り、河川の名に庄川、地名に荘川村が用いられるようになりました。

古来荘川村は、山仕事と焼き畑農業主体で生計を立てる貧農地域でありましたが、酒の自家製が禁ぜられるまでは、晴れの日や節供日の食事には濁酒を楽しんだり、遠方よりの来客に振る舞いとでも喜ばれたと語り継がれています。

道路交通条件の向上、大都市圏外の立地

本村は、岐阜県の北西部、飛騨地方の西に位置し、福井県、石川県に接する県境の村です。東海北陸自動車道をはじめ、国道156号と国道158号、国道257号の分岐点にあたり、各主要都市との時間距離は、名古屋からはおよそ2時間、岐阜市は1時間30分、高山市は45分程度となりましたが、冬期の交通には、やや不便な立地条件ともいえます。

なお、観光などの面から見ると名古屋、大阪をはじめ、中部縦貫自動車道の開通により東京との時間も大幅に短縮され、いずれも誘致圏となり、交流人口の拡大に向けた取り組みが求められています。

高原状の豊かな森林、美しい四季の変化

本村は、白山山脈に沿った高原状の山間地で、日本海に下る庄川の源流にあたり、豊かな森林と清らかな溪流を有しています。平地で標高800m以上あり、分水嶺となる条件から全体に降水量は多く、夏は冷涼、冬は1~2m近くの積雪となり、四季の変化が明瞭です。また、地質的には火山、深成岩の貫入、そしてジュラ紀に遡る堆積岩層と変化に富み、手取層群を中心に化石が産出する地球の窓ともいえる地域です。

このような、豊かな森林資源を代表する掛け替えのない自然を、永続的に守り活用していくことが求められています。

山国としての沿革、ふるさと交流地域としての地域振興

本村では、古くは鉾山開発をはじめ、金森氏の支配や江戸幕府直轄領として山稼ぎと焼き畑などによる山里の営みを通して多くの小集落が形成されてきました。明治以降では林業振興や養蚕、新田開発などに努めてきましたが、なおも信州方面への糸引きや近在への山稼ぎといった厳しい暮らしぶりでした。

近年では、庄川流域の水力発電開発に対処する幹線道路の整備が進み、スキー場やキャンプ施設など特に観光面の振興が取り組まれてきました。

このような交通条件の変化から、宿泊する観光客が増加する傾向にありましたが、平成11年11月に東海北陸自動車道の開通により、大都市圏からの時間距離を短縮し観光客の増加に寄与しているが、逆に北陸圏などと広域的な旅行日程が組まれる傾向にあり、庄川村での滞在時間の減少が大きな課題となっており、農家民宿等の宿泊施設及び観光事業者等に経済的にも多大な影響をもたらしています。

また、高冷地野菜産地としてキャベツ・ホウレンソウ等の産地形成をはじめ、近年は蕎麦栽培も活発化するとともに、飛騨牛の生産など農業の育成を進めていますが、通過客の増加や宿泊者の減少で地域産物としての提供もままならない状況であり、農畜産物の消費拡大を図るための施策が早急に求められています。

むらづくりの基本目標

平成13年度に庄川村第四次総合計画を策定し、緑と清流の村「いいね 住み良いふるさと 庄川」を村づくりの将来像として、3つの基本目標を定め村づくりを推進しています。

(1) こち良い村

優れた自然環境を保全し、共生する村を築くため、ゴミのリサイクルなど資源循環型社会の構築を目指すとともに、下水道の整備により水質の保全等を通じ水環境の適正さを保ちます。また、道路、公共交通機関など交通の円滑性を高めるとともに地域内外に開かれた身近に集える場を築き、利便性の高い基盤整備をめざし、さらに新たな定住をめざし、集落環境の整備、良好な住宅開発等の誘導に取り組み、住民の参加と協力によりこち良く暮らしやすい村づくりを進めます。

(2) 交流を活かす村

都市と農村交流による村づくりをめざし、交通網の整備など交流人口の拡大に伴う新たな時代に対応しつつ、本村の冷涼な気象・山岳・農村集落など自然社会条件を活かし、交流を基調とした産業の振興に取り組みます。そのため、農林業、商工業、観光、サービス業などの産業間のネットワークづくりに努め、高度情報技術等を利用した新しいビジネスチャンスへの対応や、村民の日常的な交流やさらに多様な人々が訪れる飛驒のビジター機能を高めるなど、新時代の産業育成を進めます。

(3) あたたかな村

少子・高齢化社会に対応し、総合的な地域ケアシステムの構築など保健・医療・福祉サービスの連携や安心できる子育て環境づくりに努めるとともに、村民同士が助け合い支え合いながら、だれでも安心して暮らせるむらづくりをめざします。また、本村の豊かな自然や歴史・文化を活かし、生涯を通じた健康づくりや教育・文化・スポーツ等を楽しみながら、こころ豊かな生活を送ることのできる村づくりをめざします。

5. 構造改革特別区域の意義

当村に訪れる観光客は、隣村の世界遺産「白川郷」が目的で、北陸圏とも身近なこともあり、観光客の約9割は通過客となり荘川村に滞在する時間も限られています。

しかしそれらを打破するために、昔から冷涼な気候を利用して、高冷地で作付けされていた蕎麦が「日本一の品質に匹敵する」とのことで、これを機会に旅館及び農家民宿経営者を中心に蕎麦を食材とした郷土料理づくりなどを進めています。

また、荘川村全面積の約97%の占める広大な山林を所有する当村で、都会に居住する出身者や都市住民にふるさとの大自然を体験させる自然教室や米作り等の農業体験、遊休農地を利用した貸し農園など様々な事業を試みています。目新しいものとして、蕎麦種蒔から収穫体験、収穫した蕎麦で「手打ちそば」を楽しみ、都市住民との交流を図っています。

このようなことから、単泊型・通過型観光から滞在・滞留型観光へ脱却するために農家民宿等を活用し、都市住民との交流をより活発にすることにより、地域の活性化や経済の活性化を図るべく、本構造改革特別区域の認定により、より郷土色を生かし昔から伝わる「濁酒」を新たな食材として取り入れ、「そばと酒」を併せた、新たな郷土食として「荘川らしい、

暖かいもてなしの心」で地場産品の消費拡大と、農村地域の活性化を図ろうとするものであります。

6. 構造改革特別区域の目標

グリーン・ツーリズムの推進を図ることを目的に、「そばの里 荘川」「北野農村公園」を核として、自然とふれあいながら農業体験をし、農家民宿等に滞在しながら人と人、物と物の交流を推進させます。

また、荘川村を訪れる観光客に、「自然食」に親しむ企画をメニュー化して、昔から伝わる「蕎麦・稗・粟」等の雑穀を作付けから収穫・食品づくりまでの活動を体験していただき、都市住民と地元住民との交流が活発化することにより、地域資源の有効活用や地場産品の消費拡大並びに販路拡大を図ります。

自然の中で「ゆとり」を持って安心して生活ができる環境づくりと「素朴さ」を体感させることにより、ふるさととしての「荘川村」を認識してもらい、日帰りで訪れている都市住民を宿泊滞在型でもてなすことにより、地域の活性化及び農家所得の向上、観光収入の増加が見込まれます。

このような施策を実現することにより、都市住民が農山村の生活体験や農林業を体験することで、農村の理解と関心を高め、交流・連携を活発にし、荘川村のイメージアップを図り、観光客のリピーター化が推進され地域経済の活性化に寄与することを目標とします。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

農業としても観光としても規模の小さい荘川村が「交流の村」として都市住民に認識してもらうには、既存には無いより大きな魅力が必要であります。

今回本特区計画により、平成16年中には2軒の農家民宿が濁酒の製造を開始し、平成20年までには合計10軒の開業を進めることにより、今ひとつ魅力に乏しかった荘川村が、都市住民に認識されるとともに、地元住民にも「やる気」が湧くと同時に、「もてなす心」も広がり、「人と人の交流」「心と心の交流」が活発に進められます。交流人口の増加拡大が図られれば、今後は宿泊観光客の増加も見込まれとともに「荘川村のファン」が増え、地域の活性化及び観光収入の増加が見込まれます。

また、宿泊する観光客が増加すれば、地域で生産される農産物の消費拡大が図られ、地産地消の機運も高まり、地場産業の活性化が推進されるとともに、農家民宿等で自家製造することにより、米の自家消費が拡大されるとともに付加価値が高まり、農家所得の向上が見込まれます。

表 1 経済的社会的効果の指標

観光客入込数

(単位：人)

項目	平成14年度実績	平成16年度目標	平成20年度目標
宿泊客数	61,425	70,000	80,000
日帰り客数	581,815	630,000	700,000

観光消費額

(単位：千円)

項目	平成14年度実績	平成16年度目標	平成20年度目標
宿泊	614,250	700,000	800,000
日帰り	1,047,267	1,134,000	1,260,000

所得の向上

(単位：万円)

項目	平成14年度実績	平成16年度目標	平成20年度目標
農家1戸当りの所得	72	80	90
農業純生産額	622	690	760

資料：岐阜県統計書

8. 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

9. 構造改革特別区域において実施し、又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事業

特産品開発と産直物産によるもてなし

日本一そばの里づくり実行委員会により、「荘川産 そば粉」を活用した新しい食を開発するとともに、昔から伝わる「ねずし」「雑穀」「栃餅」などの郷土料理を高齢者などの意見を聞きながら活用して、農家民宿で都市住民に、素朴で荘川らしい懐かしい味を提供します。

特区内で開催されるイベントとのタイアップ

荘川村の冷涼な気候を生かした蕎麦粉で、「ひだ荘川そばまつり」や「日本一の連獅子 飛騨荘川ふるさとまつり」・氷点下を体験する「ひだ荘川耐寒ツアー」など自然を活用したイベントを開催し、都市住民と地域住民との交流の場を提供して、荘川村のファンづくりを進めます。

田園の景観づくり

遊休農地の増加により荒廃しつつある田畑を守るために、農業生産組合や地域住民とともに周辺農地の草刈りや整備を行うとともに、遊休農地でそばの作付けを推進して、農村景観を復活させるとともに、農地の遊休化を防ぐ意識改革を図ります。

新規農家民宿開業及び農業生産組合による農業の新規参入の支援

将来農業者による農家民宿や農家レストランを開業する場合には、借入建築資金の利子補給及び過疎法による固定資産税の減免並びに営業方法の指導を行います。

また現在遊休農地が多くなっているが、UJIターン者を対象に農業生産組合を作り、水稻の作付けから刈り取り作業及び転作田で蕎麦等の穀物栽培等を行う予定ですが、そうした新規農業参入者が活動しやすいように、農業生産に必要な資材・機械・倉庫等の購入及び建築資金に補助金を支給して、実施主体が新規事業展開を容易に出来るよう支援してゆきます。

(別紙)

1. 特定偉業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

2. 当該規制の特別措置の適用を受けようとする者

特区内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館・民宿・料理飲食店など）を併せ営む農業者で濁酒の製造をしようとする者

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

農山村滞在型余暇活動（主なものとして都市住民が余暇時間を利用して農山村に滞在しながら農業体験やその他農林畜産業に対する理解を深めるための活動）の一環として、農家民宿や農家レストランなど、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館・料理飲食店など）を併せ営む農業者が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において自から生産した米を原料として濁酒を製造し、提供するため、当該特区計画において本事業の実施主体が濁酒の製造免許を申請した場合は、酒税法第7条第2項の規定は適用しない。

5. 当該規制の特別措置の内容

全国各地の農山村地域で展開されているグリーン・ツーリズムを当村で展開していくために、素朴で純真な村民性を生かして、都市住民が求めている田舎ぐらしを提供し、地域に伝わる「手打ちそば」を中心とした郷土料理などの食文化によるもてなしにより、都市住民と村民との交流が活発に行われるようになれば、新たなグリーン・ツーリズムが展開される。当該規制の特例措置により、農家民宿や農家レストラン等を営む農業者が自から生産した米を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないことにし、酒類製造免許を受けることが可能となることから、農村地域における新たな起業実施の促進を図るうえでも、当該特例措置の適用が必要である。なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象となり、受ける義務が生じてくる。